

# 1 新・ながさき暮らしUIターン促進プロジェクト

## 【目的】

県・市町が協働運営する「ながさき移住サポートセンター」を核として、市町と連携した仕事・住まい・暮らしやすさに関する受入環境や相談・情報発信体制のさらなる充実等、移住検討から地域への定着まで、移住（希望）者の視点に立った途切れのない一貫した施策を展開し、UIターンのより一層の促進を目指します。

【概要】 平成30年度予算額 58,787千円

## 1. 移住促進

### (1) 移住検討の段階（窓口・推進体制）

#### ＜ながさき移住サポートセンターの運営＞

相談から移住・定住までワンストップで支援する「ながさき移住サポートセンター」を県・21市町が協働で運営。仕事や住まい、本県の暮らしやすさの一元的な情報発信や、移住者の視点に立ったきめ細かな相談対応を実施。

#### ＜移住希望者の掘り起こし＞

移住サポートセンター主催の移住相談会（東京8回、大阪3回、愛知3回、福岡12回）を開催するとともに、九州各県合同の移住相談会や他団体開催の相談会に積極的に参加するほか、県人会や同窓会等への営業活動を実施。

#### ＜ターゲットを絞った情報発信等＞

子育て世代を対象としたプロモーション、Iターン者を惹きつけるためのVR動画の活用及びUIターン者を呼び込むための動画作成などターゲットを絞った情報発信や、祖父母（親）から県外在住の孫（子）へUIターンを呼びかけていただく取組など各種施策を展開するほか、会員への情報発信や民間企業とのタイアップによる引越しや宿泊施設等における各種割引・サービスの特典付与を行う「ながさき移住倶楽部」を運営。

### (2) 移住前の段階

#### ＜移住希望者と仕事のマッチング＞

移住サポートセンターが有する無料職業紹介機能を活用し、移住希望者と人材を求める企業のマッチングを実施。

#### ＜起業等支援＞

起業や事業承継によって地域課題解決を図る取組を市町と協働で支援し、移住・定住を促進。

#### ＜ラクラク移住先探し＞

移住希望者がキャンピングカーで複数の地域を訪問し、地域との交流も行う、全国初の取組「ラクラク移住先探し」を展開。

#### ＜お試し住宅の整備支援＞

県職員公舎や教職員住宅等をお試し住宅として市町に無償で貸し付けるなど、市町による地域の特性を活かしたお試し住宅の整備を支援。

### (3) 移住時、移住後の段階（地域への定着）

#### ＜空き家バンクの充実＞

空き家改修に対する助成（土木部）や市町職員に対する研修会を実施し、空き家バンクを充実。

#### ＜地域サポート体制の構築＞

市町と連携して移住者に安心して住み続けてもらえるような身近なサポート体制を構築。

## 2. 地域おこし協力隊

市町と連携しながら、都会からの特色ある人材を「地域おこし協力隊」の制度を活用して呼び込み、地域の魅力アップや起業・定住による地域の活性化を推進します。

- (1) 県内隊員の研修・交流会、アドバイザー派遣等の実施による隊員の活動支援
- (2) 市町と合同での広報等による隊員募集の支援
- (3) 県・市町協議の場の設定（「地域おこし協力隊支援会議」の開催）

## 2 地域総合整備財団(ふるさと融資)貸付制度

### 【目 的】

地域振興に資する民間事業活動を支援することにより、活力と魅力ある地域づくりの推進を図るため、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援の下、金融機関と協調し、民間事業者の設備投資に対する無利子貸付を行います。

### 【概 要】

#### (1) 貸付対象者

法人格を有する民間事業者(第三セクターを含む)

#### (2) 貸付対象費用

- ・設備の取得等(土地、建物、機械等)
- ・施設の取得等に伴い必要となる付随費用

#### (3) 貸付対象事業

①公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの

②10人以上(市町が貸付を行う場合は1人以上)の新規雇用の確保が見込まれるもの

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業で、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上)

③貸付け対象費用の総額(用地取得費を除く)が1,000千円以上のもの

※以下に該当するものは対象事業から除外

- ・第三者に売却または分譲する予定の施設
- ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

#### (4) 貸付額

下表に掲げる金額または対象事業に係る費用から国庫補助金等の額を控除した額に表内の貸付比率(35%または45%)を乗じた額のいずれか小さい額

○貸付額等の一覧表

(単位:億円)

		通常 の 地 域		過疎・離島地域		定住自立圏
		一般の地域	地域再生計画 認定地域・地 域力創造推進 地域	一般の地域	地域再生計画 認定地域・地 域力創造推進 地域	
県	通常施設	42	52.5	54	67.5	67.5
	複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2
市町	通常施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
	複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
貸付比率		35%		45%		45%
貸付対象期間		15年以内(5年以内の据置期間を含む)				
担 保		民間金融機関等の連帯保証				

(注)「複合施設」とは、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、工場と研究施設、スポーツ施設と研修・宿泊施設のように複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。

(5) 貸付の実績（平成元年度～平成 29 年度）

	県 案 件	市町案件	合 計
件 数	40 件	160 件	200 件
貸付額合計	154 億 84 百万円	188 億 18 百万円	343 億 2 百万円

### 3 長崎！県市町スクラムミーティング

#### 【目 的】

県政を進めるにあたって、県と市町が互いの垣根を低くし、これまで以上に連携を深め、それぞれの地域課題や取組の現状について情報を共有し、十分議論を行うとともに、市町への権限移譲やまちづくりをはじめとするさまざまな地域課題を協議し問題解決を図っていきます。

#### 【概 要】

##### (1) 知事と市町長との意見交換

県・市町の双方が政策を推進するうえで、影響を及ぼす重要なテーマについては、知事と各市町長が具体的なテーマやエリアなど、いろいろな括りで意見交換を行い、県と市町の政策の効果的かつ効率的な推進を図っていきます。

##### (開催状況)

- ・平成 29 年度 1 回開催<全体会議 1 回 (5 月)>
- ・平成 28 年度 1 回開催<全体会議 1 回 (8 月)>
- ・平成 27 年度 3 回開催<全体会議 3 回 (8 月, 11 月, 2 月)>
- ・平成 26 年度 3 回開催<全体会議 3 回 (4 月, 10 月, 2 月)>
- ・平成 25 年度 2 回開催<全体会議 3 回 (5 月, 11 月)>
- ・平成 24 年度 3 回開催<全体会議 3 回 (5 月, 11 月, 2 月)>
- ・平成 23 年度 3 回開催<全体会議 3 回 (5 月, 11 月, 2 月)>
- ・平成 22 年度 5 回開催<全体会議 3 回 (4 月, 1 月, 3 月)、市長のみ 1 回 (6 月)、町長のみ 1 回 (6 月)>

##### (平成 29 年度の協議テーマ)

##### ○第 1 回 (H29. 5. 26)

##### 〔テーマ〕

- (1) 人口減少克服のための地方創生交付金の積極的活用について
- (2) アジア・国際戦略の推進について

○国際定期航空路線の利用促進 (アウトバウンド) につながる取組

- (3) 地域包括ケアシステムの早期構築について

## 4 過疎対策

### 【目 的】

本県の過疎地域は、離島地域、半島地域及び旧産炭地域を有し、全国でも人口減少率や高齢者比率が高いことから、地域活力の低下が懸念されるとともに、産業条件の厳しさや財政基盤の弱さが依然として課題となっています。

平成12年4月から施行された「過疎地域自立促進特別措置法」（以下、「過疎法」という。）は、平成22年4月に改正延長（平成28年3月31日までの6年間）され、平成24年6月の改正により、さらに5年間の期限延長（平成33年3月31日までの5年間）がなされました。

平成26年4月には、全国で22団体が過疎地域に追加指定される等の法改正が行われ、本県においては島原市が新たに過疎団体となりました。

平成29年4月にも、全国で20団体が過疎地域に追加指定される等の法改正が行われました。

県では引き続き、関係市町と一体となって社会基盤の整備のほか、働く場の創出や集落のネットワーク化など総合的かつ計画的な過疎地域の活性化及び自立促進のための施策を推進していきます。

### 【概 要】

（過疎地域の指定状況）

- ・ 法適過疎市町 8市2町 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市、小値賀町、新上五島町
- ・ みなし過疎市町 1市 雲仙市
- ・ 一部過疎市町 2市 長崎市（旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町）  
佐世保市（旧宇久町、旧江迎町、旧鹿町町、旧小佐々町、旧吉井町、旧世知原町）

（基本的方向）

過疎法の平成22年4月の改正により、過疎対策事業債のソフト事業への適用が認められたことから、過疎債を十分に活用しながら、ハード事業とソフト事業をうまく組み合わせて、地域の特性に沿った過疎対策を実施していく必要があります。

県としては、過疎地域が抱える生活に密着した諸課題に対し、関係市町と共に知恵を出し合いながら、その解決に向け協力して取り組んでいきます。

（過疎債の財政措置）

- ・ 充 当 率：対象事業費の100%（ただし、公営企業債の対象となる施設は50%、集落再編整備のための住宅は75%）
- ・ 交付税措置：元利償還金の70%
- ・ 平成29年度：全国枠4,561億円（地方債計画計上額（改正後））  
本県同意額 10,073.5百万円（うちソフト分 3,666.8百万円）
- ・ 平成30年度：全国枠4,600億円（地方債計画計上額）

(国の支援措置)

・ 過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省過疎対策室所管）

- ① 過疎地域等自立活性化推進事業・・・課題に関する調査費や課題に対応する事業費等
- ② 過疎地域集落再編整備事業・・・定住促進団地の造成や空き家の改修経費等
- ③ 過疎地域遊休施設再整備事業・・・遊休施設の改修経費や機能拡張経費等
- ④ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業・・・地域運営組織等が自ら策定した「活性化プラン」に基づき、集落ネットワーク圏の課題に対する取組に要する経費

・ 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省所管）

・・・既存施設を活用した施設の再編・集約に係る改修等

※ 「小さな拠点」の形成推進として、ソフト・ハードの両面から支援することとし、総務省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業と国土交通省の「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業の窓口を一本化（内閣府）

## 5 半島振興対策

### 【目 的】

我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的に昭和60年に半島振興法が公布・施行されました。現在、平成27年度に策定した長崎県半島振興計画を踏まえ、半島振興施策の着実な実施に取り組んでいます。

### 【概 要】

#### 1. 本県の半島振興対策実施地域

地域	市町数	指定市町
北松浦	3市1町 (4市1町)	佐世保市（浅子町、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域のみ）
		平戸市（旧大島村の区域を除く）
		松浦市（旧鷹島町の区域を除く）
		佐々町
		（伊万里市）
島原	4市	島原市
		諫早市（旧森山町の区域のみ）
		雲仙市
		南島原市
西彼杵	2市	長崎市（旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域のみ）
		西海市
東松浦	1市 (2市1町)	松浦市（旧鷹島町の区域のみ）
		（唐津市、玄海町）
計	9市1町 (11市2町)	

※市町数の下段（ ）書きは、佐賀県指定市町含む

#### 2. 現行計画（H27～H36）の特色

##### (1) 北松浦地域

- ①西九州自動車道など幹線道路の整備
- ②企業誘致の推進と既存企業の強化育成
- ③松浦鉄道などの2次交通を活用した「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産などを巡る新たな周遊ルートの形成
- ④救急医療等の確保及び持続可能な医療提供体制の構築

##### (2) 島原地域

- ①地域高規格道路「島原道路」の整備及び「島原・天草・長島連絡道路」の早期実現
- ②九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）開業を見据えた2次交通対策にかかる交通ネットワークづくり



- ③「島原半島世界ジオパーク」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産等を活用した周遊ルートの構築
- ④基幹産業の農業振興のため、生活基盤の整備等による収益性の向上、農業後継者や新規就農者の確保

(3) 西彼杵地域

- ①地域高規格道路「西彼杵道路」の整備促進
- ②海洋エネルギー分野における潮流発電システムのモデル構築
- ③「明治日本の産業革命遺産」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が周辺地域も含め多数有することを活用した観光客受入体制の整備
- ④豊かな自然環境や農林水産物等を活かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどによる都市部との交流促進

(4) 東松浦地域

- ①鷹島のトラフグなど水産加工業の育成
- ②海底遺跡として国内初の国史跡に指定された「鷹島神崎遺跡」の保存・活用を図るための環境整備、調査研究の推進

3. 国等による措置

(1) 財政措置

- ①半島循環道路等の整備に要する経費の補助率の嵩上げ（一般地域 5/10→半島 5.5/10）
- ②基幹的な市町道・農道等の県による代行整備
- ③半島振興道路整備事業に対する地方債の同意〔一般単独事業債（充当率 75%、交付税算入率 30%）、特に防災機能強化に資する道路整備事業は充当率 90%、交付税算入率 30%〕
- ④県や市町、民間団体等の連携及び協力により実施される事業に対する助成〔半島振興広域連携促進事業〕
- ⑤辺地度点数の加算（25 点又は 30 点）〔辺地対策事業債（充当率 100%、交付税算入率 80%）が活用可能〕

(2) 金融措置

- ①地域活性化・雇用促進資金（日本政策金融公庫）

(3) 税制措置（市町長が策定する産業振興促進計画にかかる地区に限る）

- ①製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等での特別償却制度（所得税、法人税）
- ②製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等での地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置（事業税、固定資産税、不動産取得税）

## 6 小さな楽園プロジェクト費

### 【目 的】

市町等が集落対策として進める「小さな拠点」づくりを支援し、集落生活圏の維持・活性化を推進するため、地域住民が主体となって、買い物支援等の生活支援に加え、交流促進や特産品開発等による収益確保など地域を活性化する取組を進めるモデル地域の事業に対して助成するとともに、「小さな拠点」づくりの成功事例を創り出し県内各地域へ展開します。

### 【概 要】 平成30年度予算額 43,014千円

#### 1. 市町等への交付金制度による支援 (38,021千円)

##### ○集落の維持・活性化につながる事業への助成

- ・ 交付率：10/10
- ・ 上限額：3年間で30,000千円（年15,000千円まで）
- ・ 助成件数

平成30年度支援予定：3件

（西海市及び東彼杵町（H28年度～））

（佐世保市（H29年度～））

※五島市、南島原市はH27年度からH29年度までモデル事業を実施。

##### ・ 取組例：

- 地元協議会による「まちづくり計画」の策定
- 移動販売車の導入による買い物支援や地域の交流の場づくり
- 廃校舎の利活用や、空き家を活用したゲストハウスなど地域の住民が集う賑わいの場づくり
- 地域の特産品等を販売するマルシェに合わせて、地元クリニックで健康教室の開催など

##### ○各地域におけるこれまでの取組状況

#### ◆五島市（H27～H29）

##### ①奈留地区

- ・ 「幸せになる島のまちづくり計画」の策定
- ・ 移動販売による買い物支援  
奈留まちづくり協議会が奈留商業振興会に移動販売車を無償貸与  
販売品：生鮮食品（肉、魚、乳類、野菜）、日用品  
近くに商店等がない15集落を対象に、月～金までに1集落あたり1～2回巡回
- ・ 住民主体の活動となるための参加しやすい仕掛け『大人の部活動』の実践  
アジフライ開発部、奈留 de Har 部（ハーブ）などは収益確保に向けた特産品や土産品の商品開発
- ・ ゲストハウス等新たなコミュニティの場となるような空き家リノベーション
- ・ 「しま留学（H29～）」、「高校離島留学（H30～）」における、里親の確保・支援、留学生確保のための島での体験対応 など

◆南島原市（H27～H29） ※廃校舎の活用

①加津佐町山口地区

○廃校舎を「赤い屋根のふるさと館」として、地域活動の拠点として活用

- ・自治会合同開催による鬼火炊きの復活
- ・茶摘体験・茶煎り体験・茶揉み体験など、高齢者と子どもが交流・参加できる地域行事開催 など

○「赤い屋根のふるさと館」に入居した東京からの誘致企業や地元企業との連携事業

- ・東京の IT 企業のサテライトオフィスと連携した IT による集落支援方法の検討
- ・地元企業と連携した交流館限定ドライフルーツ等の商品開発 など

②加津佐町津波見地区

- ・地域内外の人が集まる「つばみ交流 cafe」の運営
- ・イノシシの革を活用したエコ・レザー製品の試作 など

③西有家町塔ノ坂地区

- ・南島原食堂の営業
- ・畑の教室（野菜栽培）、世界の教室（留学生等との交流）、芋掘りや芋饅頭の試食会、こんにゃく造りなど、森の楽校授業を定期的に行う など

◆西海市（H28～）

①大瀬戸町雪浦地区

- ・空き家を活用したゲストハウスの整備
- ・地域の特産品等を販売するマルシェに合わせて、地元クリニックで健康教室の開催
- ・耕作放棄地の開墾、野菜の栽培（今後、特産品開発につなげる）
- ・コミュニティバス・移動販売・高齢者見守りの調査研究 など

◆東彼杵町（H28～）

①木場地区

- ・農産物加工・販売施設の整備
- ・地元の農産物等を販売する軽トラ市の開催
- ・高齢者の見守り、御用聞き など

◆佐世保市（H29～）

①俵ヶ浦地区

- ・半島内の廃校舎を地域拠点施設として活用を進めていく「廃校利活用計画」の策定
- ・半島の素材を使った商品開発 など

2. 「小さな拠点」づくりの普及啓発、モデル事業の横展開（4,993千円）

- ・集落再生塾の開催
- ・アドバイザーの派遣
- ・小さな楽園事業実践者による手法の伝授 など

※小さな楽園事業実践者やアドバイザー等を交えた、取組のヒントとなるような勉強会等（集落再生塾）に係る経費を支援

## 7 振興局活動推進費

### 【目 的】

地域の実情に応じて喫緊に取り組むべき課題を解決するための具体的で戦略的な実行策を推進していきます。

### 【概 要】

#### (1) 趣旨

各振興局（長崎振興局管轄は本庁地域づくり推進課にて対応）が中心となり、当該地域の実情に応じて喫緊に取り組むべき課題を解決するための具体的で戦略的な実行策を市町や地域住民・関係団体等とも協議しながら策定し、実践

#### (2) 振興局活動推進費

地域の課題解決にかかる施策のうち、協働性・波及効果・持続性等の観点からふさわしい事業を推進

1. 県北振興局 6,000 千円《地方創生推進交付金を活用》  
（「肥前窯業圏」活性化推進協議会負担金）
  - ・佐賀県及び関係市町、団体等と連携して、「肥前窯業圏」のやきもの文化や地域の魅力をPRするとともに、歴史・文化ツーリズムの創出等を実施
2. 県央振興局 5,577 千円
  - ・諫早湾干拓地の広大な自然などの地域資源に親しむ機会を創出するため、「使う・遊ぶ・観る・学ぶ」の視点からカヌー体験教室や見学会等を実施
3. 地域づくり活動事業費 2,673 千円
  - ・まちづくり、地域づくり事業が必要となった場合に、各振興局が地域と連携して、地域課題解決に向けた取組を実施

## 8 島原・天草・長島架橋構想の推進

### 【目 的】

島原半島から熊本県天草を経て鹿児島県長島・出水地域に至る九州西岸地域を2つの長大橋を含む地域高規格道路で結ぶことにより、県境を越えた相互交流・連携を可能にし、地域の一体的な活性化を図るとともに、国土の均衡ある発展と九州の一体的な浮揚を目指します。

### 【概 要】 平成30年度予算額 1,345千円

長崎・熊本・鹿児島3県にわたる九州西岸地域は、豊かな自然環境や地域資源など大きな開発ポテンシャルをもった地域でありながら、高速交通体系の未整備や2つの海峡による分断により地域全体が連携した地域振興策を進めることが困難な状況にあります。

そのため、昭和63年5月に、長崎県、熊本県、鹿児島県の3県等で構成する「島原・天草・長島架橋建設促進協議会」を設立し、構想の早期実現に向け、国や国会議員への要望活動や架橋構想推進地方大会等を実施して、地元の期待と熱意を訴え続けています。

このほか、架橋構想の社会的意義を高めるために、三県少年サッカー大会や地元の小中学生を対象とした絵画コンテストの実施、並びに各種スポーツ大会など交流連携事業への助成を通して、地域間交流の促進に努めています。

#### （構想の概要）

##### ・島原・天草・長島架橋

島原・天草架橋 早崎瀬戸 約4.5km

天草・長島架橋 長島海峡 約2.0km

##### ・地域高規格道路の指定

島原道路 諫早市～南島原市深江町 約50km

島原天草長島連絡道路

南島原市深江町～鹿児島県阿久根市 約110km

##### ・時間短縮効果

今まで・・・長崎市⇒鹿児島市 約7時間5分（フェリー＋車）

整備後・・・長崎市⇒鹿児島市 約3時間20分

（約3時間45分の短縮）

#### （平成29年度の主な協議会活動）

- ・国、国会議員への要望 平成29年8月
- ・三県少年サッカー大会 平成30年2月
- ・絵画コンテスト 出品作品数394点
- ・交流連携助成事業 ソフトボール  
カヌー（後援のみ）  
バレーボール 等

## 9 地域づくり活性化支援事業

### 【目 的】

地域の活性化を図るため、地域づくり活動を行う団体等のネットワーク化や人材育成に取り組むとともに、各地域へのアドバイザーの派遣を行います。

### 【概 要】

#### (1) 長崎県地域づくりネットワーク協議会

県内における地域づくり団体のネットワーク化を促進するため、県及び市町が負担金を拠出することにより「長崎県地域づくりネットワーク協議会」を設立し、県と市町が共同して地域づくり団体に対する支援を行っています。本協議会において、以下の事業を行います。

- ① 研修会開催支援事業
- ② 地域づくり活動支援事業
- ③ 全国交流会参加支援事業
- ④ コーディネーター活動支援事業
- ⑤ 研修会事業
- ⑥ コーディネーター会議開催事業
- ⑦ 情報提供事業

#### (2) 九州・山口地域活性化人材ネットワーク

地域（集落）の維持・活性化を図るため、九州・山口各県で活躍している人材をリストアップし、外部アドバイザーとして各県に派遣します。

また、市町との連携により新たな人材の掘り起こしを行うとともに、交流会等を通じて登録人材相互の連帯を深めながら、九州各県における重層的な「地域活性化人材ネットワーク」を強化します。

#### (3) 地域づくり団体全国研修交流会の本県開催に向けた準備

全国各地の地域づくり団体等が一堂に会し、相互交流や情報交換等を行う地域づくり団体全国研修交流会について、平成 32 年度の本県開催に向け実行委員会等を立ち上げる等、準備を進めていきます。

## 10 有人国境離島法関連施策の推進

### 【目 的】

平成 29 年 4 月 1 日から、本県の悲願であった「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する特別措置法（有人国境離島法）」が施行されました。この法律に基づく国の施策等を最大限に活用し、しまで暮らす皆さんの航路・航空路運賃の引き下げ、しまの地域資源を活かした雇用の場づくりなどに取り組み、しまの活性化を図ります。

### 【概 要】

#### 1. 有人国境離島法の概要

##### (1) 目的

我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与すること。

##### (2) 特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの

< 本県の対象地域 > 3 地域 40 島（全国：15 地域 71 島）

特定有人国境離島地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	市町村
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	対馬市
壱岐島	壱岐島 若宮島 原島 長島 大島	壱岐市
五島列島	宇久島 寺島	佐世保市
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島	小値賀町
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島 漁生浦島	新上五島町
	奈留島 前島 久賀島 蕨小島 椴島 福江島 赤島 黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島	五島市
	江島 平島	西海市

##### (3) 特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

##### < 地域社会の維持 >

- 一 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化
- 二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化
- 三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
- 四 雇用機会の拡充等
- 五 安定的な漁業経営の確保等  
必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

## 2. 国の主な支援制度

### (1) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金【H30 年度当初予算 国費 50 億円】

離島住民向けの航路運賃を JR 並みに、航空路運賃を新幹線並みに、それぞれ引き下げ。  
また、老朽船舶更新のための旅客運賃引上げを抑制。

生鮮の農水産物の移出及びこれらの原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化。

民間事業者等による創業・事業拡大等のための設備投資資金、運転資金への支援（重要な取組は最長 5 年支援。）

「もう 1 泊」してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売促進により、旅行者の実質負担を軽減。

本交付金に係る地方負担分については、特別交付税措置あり

### (2) 特定有人国境離島地域事業活動利子補給金【H30 年度当初予算 国費 0.27 億円】

特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う離島内の地域金融機関等に対して利子補給を実施。（国の直轄事業）

### (3) その他

上記のほか、特定有人国境離島地域の地域社会維持関係の政府予算については、特定有人国境離島漁村支援交付金や離島活性化交付金等の活用による支援等に係る予算が措置されています。

## 3. 県計画の推進

有人国境離島法の規定により、国の基本方針に基づき、関係市町及び県民からの意見等を踏まえて平成 29 年度に策定した「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」の着実な推進を図ります。

計画の名称：長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画

計画の期間：平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間（法の期限である 10 箇年の前期）

計画の内容：本県の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のための施策の方向や地域別の具体的な取組等

### < 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標 >

#### 人口の社会減を抑制する。（毎年10%ずつ上乗せして抑制し、5年後に半減）

指標（KPI）	地域	当初現況値 （ ）	中間目標値 （平成31年）	最終目標値 （平成33年）
年間の社会増減数 （単位：人） 当初現況値はH27～28年の平均 [長崎県異動人口調査] 五島列島は、五島市、新上五島町、小値賀町の合計	対馬	338	236	169
	壱岐島	229	160	115
	五島列島	451	316	226
	計	1,018	712	510



**農林水産品の生産額を維持する。（5年後も現在の額を維持）**

指標（KPI）	地域	当初現況値 （平成25年）	中間目標値 （平成31年）	最終目標値 （平成33年）
年間の農林産物の生産額 （単位：百万円） [離島統計年報]	対馬	1,255	1,255	1,255
	壱岐島	5,590	5,590	5,590
	五島列島	5,315	5,315	5,315
	計	12,160	12,160	12,160
指標（KPI）	地域	当初現況値 （平成25年）	中間目標値 （平成31年）	最終目標値 （平成33年）
年間の水産物の生産額 （単位：百万円） [離島統計年報]	対馬	14,504	14,504	14,504
	壱岐島	2,811	2,811	2,811
	五島列島	16,538	16,538	16,538
	計	33,853	33,853	33,853

**農林水産業の担い手を確保する。**

指標（KPI）	地域	当初現況値 （ 1 ）	中間目標値 （平成31年度）	最終目標値 （平成33年度）
年間の新規就農・就業者数 （単位：人） 1 当初現況値はH22～26年度の平均	対馬	11	18	18
	壱岐島	11	22	22
	五島列島	22	42	42
	計	44	82	82
指標（KPI）	地域	当初現況値 （ 2 ）	中間目標値 （平成31年度）	最終目標値 （平成33年度）
年間の新規漁業就業者数 （単位：人） 2 当初現況値はH24～26年度の平均	対馬	51	61	61
	壱岐島	9	10	10
	五島列島	22	27	27
	計	82	98	98

**創業・事業拡大等を促進し、良質で安定した雇用の場を創出する。**

指標（KPI）	地域	当初現況値 （ - ）	中間目標値 （平成31年度）	最終目標値 （平成33年度）
雇用機会拡充事業等による新規雇用者延数 （単位：人） 各年度の新規雇用者目標値（計） H29年度：400人、H30～H33年度：各250人	対馬	-	235	365
	壱岐島	-	202	314
	五島列島	-	463	721
	計	-	900	1,400

**滞在型観光を促進し、観光客の滞在日数を増やす。（年間約3%の増加）**

指標（KPI）	地域	当初現況値 （平成27年度）	中間目標値 （平成31年）	最終目標値 （平成33年）
年間の延宿泊者数 （単位：千人） [長崎県観光統計] 五島列島は、五島市、新上五島町、小値賀町の合計	対馬	510	562	597
	壱岐島	313	345	367
	五島列島	303	334	355
	計	1,126	1,241	1,319

**運賃低廉化に加え、滞在型観光を促進し、航路・航空路の輸送客数を増やす。**

指標（KPI）	地域	当初現況値 （平成27年度）	中間目標値 （平成31年度）	最終目標値 （平成33年度）
年間の航路・航空路輸送客数 （単位：千人）	対馬	440	461	473
	壱岐島	756	782	792
	五島列島	1,359	1,383	1,384
	計	2,555	2,626	2,649

## 11 国境離島創業・事業拡大等支援事業費

### 【目 的】

特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援します。(特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用)

### 【概 要】 [H30 年度予算額 : 750,142 千円]

#### 1. 事業実施者

- (1) 特定有人国境離島地域内に居住して創業する者
- (2) 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者  
(本土に本社があり、国境離島に支店を出す場合等も対象)
- (3) 主として特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者

#### 2. 対象経費

- (1) 設備費、改修費
- (2) 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費  
※地域社会を維持するうえで、特に重要と認められる事業については、最長5年間まで対象

#### 3. 対象事業費の上限額

- (1) 創業支援 : 事業費600万円
- (2) 事業拡大 : 事業費1,600万円 (設備投資を伴わない事業拡大 : 事業費1,200万円)

#### 4. 負担割合

- 国 1/2
- 県 1/8
- 市町 1/8
- 事業者 1/4

#### 5. 補助の流れ

国 → 県 → 市町 → 事業者

※上記のほか、市町が地方創生推進交付金を活用した雇用機会拡充事業を実施

## 12 長崎しま雇用・しま人材確保促進事業費

### 【目的】

雇用について継続的な拡大を図るため、島内事業者による雇用創出に加えて、島外、県外事業者と連携した雇用の拡大を促進し、併せて、島外からの人材確保についても取組を強化します。

また、今後とも離島地域の振興や活性化を図るため、県立大学と連携し、しまの将来を担う若者の人材育成に努めます。(離島活性化交付金を活用)

### 【概要】〔H30 年度予算額:8,930 千円〕

#### ○創業・事業拡大の掘り起こし

- ・東京、福岡等の都市部において、国境離島地域での創業・事業拡大を呼びかけるセミナーを開催
- ・島内事業者と都市部事業者のマッチングを実施し、特に意欲がある事業者については離島への招聘や専門コンサルタントによるフォローアップを図るなど、島外事業者と連携した創業・事業拡大を促進

#### ○しまで働く人材の確保

- ・離島からの転出者が多い福岡や東京等の都市部において、採択事業者と求職者のマッチングの機会を設け、島外からの人材を確保

#### ○しまの若者の人材育成(県立大学との連携事業)

- ・離島で働く若者が、県立大学の講座や離島で行われるフィールドワークに参加し、学生や教授等と交流しながら離島が抱える課題を共に解決しつつ、併せて、自らの仕事に関連する専門的な知識の習得の機会を提供

## 13 国境離島輸送コスト支援事業費

### 【目的】

特定有人国境離島地域の、本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料等の輸送にかかる費用を支援します。（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用）

### 【概要】〔H30年度予算額：205,448千円〕

#### 1. 事業実施者

- (1) 特定有人国境離島地域で生産された農水産物の本土へのお荷に係する団体又は事業者
- (2) 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を購入等する団体又は事業者
- (3) 特定有人国境離島地域において本土にお荷する農水産物の生産を行う団体又は事業者

#### 2. 対象経費

海上輸送又は航空輸送に係る経費（荷捌き経費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む）

#### 3. 対象品目

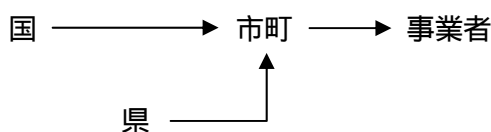
- (1) 本土にお荷する農水産物最大23品目（生鮮品）の移出
- (2) 移出する1品目に対する原材料等1品目の移入（肥料、飼料、箱等）  
上記以外の品目についても、戦略産品（加工品）として離島活性化交付金により4品目まで輸送費の支援が可能

#### 4. 負担割合

国	6/10
県	1/10
市町	1/10
事業者	2/10

1事業者あたりの補助金の額（国・県・市町の合計額）は、基礎額として2,000万円を上限。基礎額に加えて、事業者が雇用拡大や給与の引き上げを実施する場合は、最大2,000万円を上限額に加算（最大上限額は4,000万円）。

#### 5. 補助の流れ



## 14 しまの地域商社構築事業費

### 【目 的】

国境離島地域の優れた地域資源の新たな市場確立に向けたブランド化や販路開拓を図るため、埼玉県等の海のない県と連携した商談会・食材フェアの実施や、各地域商社職員及び生産者の経営力を強化するためのセミナーの開催、各離島産品を本土に集約し、離島の荷を混載して出荷するための新たな物流体制の構築に向けた実証実験等の取組を推進します。（地方創生推進交付金を活用）

### 【概 要】〔H30 年度予算額：62,931 千円〕

#### 埼玉県等の海のない県との連携事業

- ・既に継続した取引がある埼玉県での取組を契機に、首都圏周辺の海なし県において商談会を実施するほか、取扱商品の拡大と消費者への知名度向上を図るため、取扱飲食店等における食材フェアを実施

#### 地域商社職員及び事業者（生産者）を対象としたセミナー

- ・営業力の強化やより良いサービスの提供等によって顧客満足度を向上させ、販路拡大を図るため、各地域の商社職員や事業者（生産者）等を対象とした人材育成のためのセミナーを開催

#### 新たな物流体制の構築に向けた実証実験

- ・本土地区において、ストック機能を持つ拠点に離島の荷を集約し、一括して首都圏等へ配送する新たな物流体制の構築に向けた実証実験を実施

#### 地域商社支援事業

- ・首都圏での各地域商社の営業活動を支援するための「マーケティング支援員」と、消費者ニーズに対応した商品の開発や出荷体制の確立等を支援するための「しまの総括支援員」を配置し、各地域商社の活動をサポート

## 15 離島振興計画の推進

### 【目 的】

離島振興法の改正・延長に伴い、国家的・国民的役割を担った離島が、地域特性を活かし、地域の創意工夫による振興対策を樹立するために、本県の離島振興を推進することを目的として、県は、離島市町の案をもとに、県民からの意見等を踏まえ、平成25年4月1日から10年間を計画期間とする離島振興計画を策定しており、この計画の着実な推進を図ります。

### 【概 要】

#### 1. 離島振興対策実施地域

(1) 対馬島地域	1市		
(2) 壱岐島地域	1市		
(3) 五島列島地域	1市1町		
(4) 平戸諸島地域	3市1町		
(5) 壠浦大島地域	1市		
(6) 松島地域	2市		
(7) 高島地域	1市	計	8市2町

#### 2. 計画の内容

##### (1) 計画の基本理念

離島は国家的・国民的役割を担う我が国にとってかけがえのない財産であり、そうした役割はそこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことによって、はじめてもたらされるものであることから、「しまは日本の宝 明日につなぐしまづくり」を計画の基本理念としています。

##### (2) 基本的方向性及び重点的施策

基本理念に基づく具体的な施策を実施するにあたり、次の5つの基本的方向性を設定し、各々の項目に沿った重点的な施策を定めています。

###### ① 自立的発展の基盤確保と不利条件の解消

(施策) 人の往来・物資の輸送に要する費用の低廉化など

###### ② 医療の確保等による生活の安定 (施策) 保健・医療・福祉・介護・教育の充実など

###### ③ 離島の特性に応じた産業の活性化

(施策) 産業振興、雇用・就業の場の確保など

###### ④ しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組

(施策) 優れた地域資源を活かした交流促進など

###### ⑤ 離島の重要性の発信

(施策) 離島が担う国家的・国民的役割と人が住み続けることの重要性の全国への情報発信など

#### 3. 国等による措置

##### (1) 財政措置

① 離島振興関係公共事業予算の一括計上及び離島振興計画に基づく事業に対する国の補助率(負担率)の嵩上げ

② 離島活性化交付金等事業計画に基づく交付金等の交付

### ③地方債への配慮

#### (2) 行政措置

- ①医療の確保、高齢者福祉の増進、交通の確保、情報流通の円滑化、農林水産業の振興等の配慮
- ②離島航路の維持改善（離島航路整備法）、辺地度数の加算

#### (3) 金融措置

- ①ふるさと融資の融資比率の引き上げ
- ②地域活性化・雇用促進資金貸付制度（日本政策金融公庫）

#### (4) 税制措置

- ①所得税・法人税の割増償却制度
- ②地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置
- ③離島路線就航航空機に係る固定資産税の軽減措置 等

#### 4. 離島振興計画の推進

県及び離島市町は、この計画に沿って、地域の特性に基づいたハード・ソフト両面からの魅力ある地域づくりを積極的に推進します。

#### 5. 離島振興推進事業（公共事業一括計上分）

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているしまの産業基盤や生活環境等の基礎条件を改善し、しまの地理的特性を生かした自立的発展、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的としています。

次の事項を基本的課題として事業を推進しています。

- (1) 国土保全施設の整備・・・河川、砂防、治山、海岸保全施設の整備等
- (2) 交通体系の整備・・・基幹道路、港湾の整備等
- (3) 産業基盤の整備・・・水産基盤、農業基盤、造林、林道の整備等
- (4) 生活環境施設の整備・・・汚水処理、簡易水道、廃棄物処理施設の整備等

#### ○平成 29 年度離島振興関係公共事業当初内示額（長崎県）

事業費 200 億 44 百万円 国費 118 億 16 百万円

#### ○平成 29 年度離島振興関係公共事業予算（国土交通省所管）

国費 431 億 9 百万円

#### (参考)

昭和 28 年度～平成 29 年度公共事業投資額の累計（平成 29 年度は当初内示額）

2 兆 4,606 億円（うち国費 1 兆 5,437 億円）

国土保全	3,054 億円 (12.41%)	※ ( ) 内は構成比率
交通基盤	8,578 億円 (34.86%)	
産業基盤	11,032 億円 (44.84%)	
生活基盤	1,942 億円 (7.89%)	

## 16 離島活性化交付金事業

### 【目 的】

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援することを目的としています。

### 【概 要】

#### 1. 交付金対象事業

##### (1) 「定住促進」事業

###### ①産業活性化事業

- ・ 離島資源を活用した農産物等のブランド化や新たな特産品の研究開発、市場調査、販路の開拓、特産品のPR等
- ・ 島の戦略産品を島外へ出荷する際の海上輸送費又は航空輸送費等の補助
- ・ 戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費等の補助（農水産物（生鮮品）以外）

###### ②定住誘引事業

- ・ 定住情報の提供（U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空き家情報の提供等）
- ・ 施設整備（定住情報の提供と併せて実施する人材受け入れのための空き家改修等）

###### ③流通効率化関連施設整備等事業

- ・ 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある施設の整備、機材の導入

##### (2) 「交流促進」事業

###### ①離島における地域情報の発信

- ・ パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等

###### ②交流の拡大のための仕掛けづくり

- ・ インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び、人材育成のための研修、交流の場を提供するためのプログラム作成、先進事例調査、衛生環境の改善のためのトイレの改修等

###### ③島外住民との交流の実施の推進

- ・ 離島留学、伝統芸能・伝統工芸体験事業、離島体験ツアー、シンポジウム等

##### (3) 「安全安心向上」事業

###### ①防災機能強化事業

- ・ 避難施設、緊急時物資等輸送施設、災害応急対策施設の整備、防災活動拠点の改修等
- ・ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化

###### ②計画策定等事業

- ・ 防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等

#### 2. 事業主体 県、市町、一部事務組合、民間団体

#### 3. 補助率

国：事業主体が県、市町、一部事務組合の場合→予算の範囲内で各事業の1/2以内

事業主体が民間団体の場合→予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、県、市町、一部事務組合を通じた間接補助）

なお、輸送費支援に関しては各事業の6/10（地方公共団体の負担の3倍を超えない額）



## 17 離島流通効率化・コスト改善事業

### 【目 的】

離島が国の交付金を活用して行う戦略産品（魚介類、農産物等）に係る海上輸送コスト支援に対して、県が一部を補助することにより事業効果を加速させ、産業の活性化を図ります。

### 【概 要】 [H30年度予算額：9,670千円]

#### 1. 離島輸送コストへの支援

離島の戦略産品の海上輸送に係る輸送経費の直接支援について、国の離島輸送コスト補助（離島活性化交付金）と連動して、県も輸送コスト支援を実施

#### 2. 支援スキーム

①国の離島活性化交付金を活用（国 1/3、市町 1/3、事業者 1/3）

②市町は負担する事業費について原則過疎債ソフトを活用

③県は、市町実質負担額の半分を市町に対し補助

⇒[元利償還に対する後年度補助]

※ただし、非過疎地域については現年度補助